

平成 28 年 12 月 境港市選挙管理委員会会議録

招集年月日	平成 28 年 12 月 2 日（金）		
招集場所	境港市役所分庁舎 選挙管理委員会事務局		
開会時間	午後 4 時 30 分		
出席委員	高梨崎男委員長 西村裕子委員 三代 智委員 大古戸 進委員		
委員長から説明のため出席を求められた者	なし	傍聴者	なし
会議書記氏名	高木 健	事務局長確認	
提出議案	<p>(1) 永久選挙人名簿関係議案 議案第 87 号 選挙人名簿から抹消すべき者の決定について</p> <p>(2) 定時登録関係議案 議案第 88 号 選挙人名簿に登録すべき者の決定について 議案第 89 号 選挙権を有する者の総数の「50 分の 1」の数、「6 分の 1」の数及び「3 分の 1」の数について</p> <p>(3) 在外選挙人名簿関係議案 議案第 90 号 在外選挙人名簿から抹消すべき者の決定について</p>		
委員長	ただ今より委員会を開会します。議案の説明をお願いします。		
書記	<p>【議案 87 号】 死亡 65 人、転出 135 人、計 200 人を名簿から抹消するものです。 転出には職権消除の男性 1 人が含まれています。</p> <p>【議案第 88 号・89 号】 転入 207 人、新有権者 85 人、計 292 人を新たに登録し、結果、名簿登録者数 29,314 人を 50、6、3 で除した各々の数を定めるものです。</p>		
委員長	ただ今の説明について何か質疑がございませんか。		
	・・・異議なしの声・・・		
委員長	議案第 87 号から第 89 号は原案のとおり決定しました。 引続き議案の説明をお願いします。		
書記	<p>【議案第 90 号】 在外選挙人名簿に登録されていた選挙人 1 人(女性)が国内（境港市）に転入に 4 か月が経過したため、公職選挙法第 30 条の 11 第 1 項の規定により在外選挙人名簿から抹消するものです。</p>		

<p>委員長</p>	<p>ただ今の説明について何か質疑がございませんか。</p> <p>・・・異議なしの声・・・</p>
<p>委員長</p>	<p>議案第 90 号は、原案のとおり可決いたしました。 本日の議案は以上です。引き続き事務報告をお願いします。</p>
<p>書記</p>	<p>経過および今後の予定等を説明</p> <p>【経過】</p> <p>10月17日 米川土地改良区総代選挙に係る事務協議会（米子市役所） 10月20日～ 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙人名簿登録者の縦覧 11月 3日 12月 2日 委員会（定時登録）</p> <p>【今後の予定】</p> <p>12月 3日 永久選挙人名簿登録者及び在外選挙人名簿登録者の縦覧 ～7日 5日 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の確定 6日 米川土地改良区総代選挙告示日 13日 // 選挙期日 // 選挙会</p> <p>1月（日未定） 鳥取県都市選挙管理委員会連合会幹事会 3月 2日 委員会（定時登録）</p> <p>～全委員了承～</p> <p>局長</p> <p>次回の委員会は来年3月2日の定時登録の委員会になります 時間は午前9時からよろしいでしょうか。</p> <p>～全委員了承～</p> <p>委員長</p> <p>それでは、次回委員会は3月2日の午前9時から開催いたします。 本日の委員会を閉会いたします。</p>

この委員会の記録は真正なものと認め署名する。

委員長 _____

委員 _____

委員 _____

委員 _____